



被災された皆さまへ



福島県からのお知らせ

キビタンファミリー

福島県災害対策本部

平成23年12月20日(火)(第33報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

—第33報の内容—

お知らせ	2	医療・介護・健康について	12
原子力損害賠償について	5	警戒区域等における環境放射能測定結果	12
生活支援について	7	◆各種相談窓口のお知らせ	13
雇用・経営について	8	◆市町村問い合わせ先一覧(12月20日現在)	16
住宅について	11		



被災された皆さんへ

東日本大震災から9か月が経過し、年の瀬を迎えました。御自宅を離れたまま、新年を迎えなければならない被災された皆さんのお気持ちを察しますと、今も胸が締めつけられる思いであります。

現在は、ほとんどの皆さんが避難所を離れ、仮設住宅や借上げ住宅にお住まいいただいております。

県では、今後も市町村と協力し、応急仮設住宅における住環境の整備や、買い物・交通手段など日常生活に必要な周辺環境の改

善、医療や福祉サービスの提供、雇用の確保など、被災された皆さんが少しでも暮らしやすくなるようにと努めております。

また、県内11か所の大型スーパー等に、民間借上げ住宅にお住まいの皆さんへの情報提供や交流の場として「ふるさと絆情報ステーション」の開設を進めていますので、ぜひ一度足をお運びください。

警戒区域等からの避難を余儀なくされている皆さんの、ふるさとに帰りたいという気持ちに応えるため、除染を進めていくことが現在の最重点課題です。

県では、今、除染計画の策定支援、除染情報プラザの設置、除染の専門家やボランティアの派遣、除染の知識や技術を習得するための講習会の開催など、国や市町村とともに全力で取り組んでおり、これからも積極的に進めていく考えです。

原子力災害による損害の賠償については、総決起大会の開催や公開質問などによって被害の実態に見合った賠償が行われるよう働きかけてきた結果、東京電力が精神的損害の減額を見直すことなどを表明し、また、国の原子力損害賠償紛争審査会では、自主的避難者や滞在者に関する損害等を賠償の対象にすることを決定しました。

しかし、まだ道半ばであり、引き続き県民の皆さんのすべての損害が確実かつ迅速に賠償されるよう強く求めてまいります。

極めて大きな被害を受けた福島県が復興を果たすには、まずは原発事故の収束であり、さらにはふるさとの除染やインフラ復旧を始め、県民の皆さんの健康の問題、農産物等の安全の問題、風評被害の払しょくなど、まだまだ課題はありますが、一日も早く県民の皆さんが不安のない生活を取り戻せるよう、県は全力で対策を講じてまいります。

本県は今、当たり前前の生活を送ることさえ、夢と言わざるを得ないような厳しい状況が続いています。しかし、一歩ずつ前に進んでいけば、必ずや展望が開けると信じ、新しい年を迎えたいと思います。どうか皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

平成23年12月13日

福島県知事 佐藤 雄平

お知らせ

1 原発避難者特例法による行政サービスの提供について（新）

該当市町村から、住民票を移さずに避難している方には、平成24年1月1日から原発避難者特例法に基づき、避難先自治体から、主に医療福祉事務（要介護認定、予防接種等）、教育事務（児童生徒就学等）に関する行政サービスが提供されることとなります。

【該当市町村】

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

【お問い合わせ先】

◆いわき市 ☎0246-25-0500	◆田村市 ☎0247-81-2111	◆南相馬市 ☎0244-24-5232
◆川俣町 ☎024-566-2111	◆広野町 ☎0246-43-1330	◆檜葉町 ☎0242-56-2155
◆富岡町 ☎0120-336-466	◆川内村 ☎024-946-8828	◆大熊町 ☎0242-26-3844
◆双葉町 ☎0480-73-6880	◆浪江町 ☎0243-62-0123	◆葛尾村 ☎0247-61-2860
◆飯館村 ☎024-562-4200		

（お願い）

避難場所を移動された方、または一度も連絡されていない方は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

●福島県市町村行政課 ☎024-521-7057

2 自家消費野菜等の放射能簡易検査について（新）

県及び市町村では、消費者庁から放射能簡易分析装置の貸与等を受け、食品等の放射能簡易検査を実施しています。検査対象品目は、「家庭菜園の農作物」、「菜食用の山菜・キノコ」、「井戸水」等です。

※「流通している食品等」、「出荷制限及び摂取制限を受けている食品等」は対象外です。
※簡易検査を受けるためには事前の申込みが必要です。お申込みは下記へお願いします。
※一部の市町村では調査対象品目を限定して実施しています。詳しくは各実施先へお問い合わせください。
※今後も消費者庁からの貸与等により各市町村における機器の整備を図っていく予定です。

消費者庁から配備された市町村（1次配分）

実施主体	担当部署	電話番号
県	消費生活課	024-521-8397
郡山市	（当面のところ井戸水・保育所給食対応）	
いわき市	（当面のところ学校給食対応）	
白河市	生活環境課 （井戸水は水道部）	0248-22-1111
相馬市	農林水産課	0244-37-2147
田村市	生活環境課	0247-81-2272
南相馬市	防災安全課	0244-24-5232

実施主体	担当部署	電話番号
伊達市	消費生活センター （井戸水は各支所受付）	024-575-1290
川俣町	原子力災害対策課	024-566-2111
会津坂下町	戸籍環境班	0242-84-1500
石川町	保健福祉課	0247-26-0475
広野町	産業グループ	0240-27-4163
川内村	いわなの郷体験交流館へ直接持ち込むこと （井戸水は役場住民班対応）	
新地町	農林水産課	0244-62-2194

今後消費者庁から配備される市町村（2次配分）

* 検査開始時期や連絡先等は、順次、各市町村の広報等でお知らせします。

福島市	本宮市	檜枝岐村	湯川村	矢吹町	平田村	富岡町
会津若松市	桑折町	南会津町	三島町	棚倉町	浅川町	双葉町
須賀川市	国見町	北塩原村	会津美里町	塙町	古殿町	浪江町
喜多方市	天栄村	磐梯町	泉崎村	玉川村	檜葉町	葛尾村

【お問い合わせ先】

●福島県消費生活課（消費生活センター） ☎024-521-7180

3 ふくしま文化の光フェスティバルの開催について（新）

本県の優れた文化活動を一堂に集め、文化の力で福島を元気にする「ふくしま文化の光フェスティバル」を開催します。山木屋太鼓や相馬宇多郷の神楽、東山温泉の芸妓のみなさんの舞踊や箏演奏家の遠藤千晶さんによる演奏など盛り沢山の内容です。

事前の申込み不要で、入場料は無料ですので、是非ご参加下さい。

日時	1月22日(日) 午後1時30分～4時 *申込不要
会場	喜多方市 喜多方プラザ (喜多方市押切2丁目)

【お問い合わせ先】

●福島県文化振興課 ☎024-521-7179

●ホームページ [ふくしま文化の光](#) [検索](#) ↗

4 未来に輝け！ふくしまの子どもたち【南相馬公演】開催について(更新)

東日本大震災の復興を支援するため、子どもたちに文化芸術活動を提供しています。

1月は以下の公演を開催します。入場料は無料ですので、是非ご参加ください。

日時	1月22日(日) 午前10時30分～午後3時45分 *申込不要
会場	南相馬市民文化会館ゆめはっと (南相馬市原町区本町2丁目)
内容	①長谷川ファミリーコンサート ②仙台フィルメンバーによるアンサンブルコンサート ③福島テレビアナウンサーによる朗読の時間 ④活動弁士付無声映画上映(「ロイドの要心無用」大正12年)

【お問い合わせ先】

●実行委員会事務局(財)福島県文化振興事業団事業課 ☎024-534-9191

●ホームページ [福島県文化センター](#) [検索](#) ↗

5 子どもの屋内遊び場施設について(新)

放射線の影響が心配されるなか、県内には、子どもたちが広い屋内で自由に遊ぶことができる施設が整備されています。主な施設をご紹介しますので、親子や子どもたちの交流の場としてご活用ください。

住所	対象者	利用時間等	お問い合わせ先
(福島市) UNITED SPORTS FOUNDATION KIDS PARK【スーパースポーツゼビオ福島矢野目店内】			
南矢野目字桜内 39-2	小学生以下 (保護者同伴)	10:00～18:00 ※ 平日午前中は団体利用 無料	スーパースポーツゼビオ 福島矢野目店 ☎024-555-1240
(郡山市) 郡山市元気な遊びのひろば PEP Kids Koriyama (ペップ・キッズ・こおりやま)			
横塚一丁目 1-3	小学生以下 及び保護者	10:00～18:00 ※ (12/31・1/1は休館日) 無料	郡山市こども支援課 ☎024-924-2525
(いわき市) わんぱくひろば みゅうみゅう【いわき ら・ら・ミュウ内】			
小名浜字辰巳町 43-1	小学生以下 (保護者同伴)	10:00～17:50 ※平日110分、休日等50分 1人100円 (1月3日まで無料)	いわき ら・ら・ミュウ ☎0246-92-3701

※「郡山市元気な遊びのひろば」は12月23日オープン予定。利用に際しては、整理券が必要となります(1月9日分までは12月15日～21日の10時～15時にペップ・キッズ・こおりやまで事前配付。10日以降分は当日配付)。

6 東日本大震災関連資料の寄贈のお願い(新)

県立図書館では東日本大震災による被災・復興に関する資料を「震災に立ち向かう『ふくしまの今』を、未来へ発信する」ための重要な資料と考え、重点的に収集しています。

資料(記録集や文集などの自費出版物等)を発行された方、また、震災に関する記事の載った雑誌等がありましたらぜひ寄贈してください。ご協力いただける場合には、下記までご連絡をお願いします。

【連絡・お問い合わせ先】

●福島県立図書館(福島市森合字西養山1)

☎024-535-3218

(平日:午前9時30分～午後7時 土日祝:午前9時30分～午後5時30分)

(休館日:毎週月曜日、毎月第一木曜日、年末年始、特別整理期間)

FAX:024-536-4787 メール:chiiki@library.fks.ed.jp

●ホームページ [福島県立図書館](#) [検索](#) ↗

7 「ふるさと絆情報ステーション」開設のお知らせ（更新）

民間借上げ住宅等に入居されている皆さまが、市町村の情報を得たり、情報交換や交流の場として御活用いただける「ふるさと絆情報ステーション」が県内のスーパーなどに開設されています。是非お立ち寄りください。

◆ふるさと絆情報ステーション 設置店舗一覧 (12月20日現在)

福島市		郡山市	
ヨークベニマル	野田店	ヨークベニマル	安積町店
コープふくしま	コープマートやのめ	ヨークベニマル	富久山店
ダイユーエイト	福島黒岩店	イオンリテール	イオン郡山フェスタ店 【12月22日開設】
いわき市		会津若松市	
ヨークベニマル	大原店【12月27日開設】	リオンドール	神明通り店
	谷川瀬店	コープあいづ	COOP BESTA にいでら
イオンリテール	イオンいわき店		

【お問い合わせ先】

●福島県文化振興課 ☎024-521-7179

●特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（運営） ☎024-953-6092

8 個人事業税の課税について

東日本大震災により、納税通知書の発付を延期していた個人事業税について、今年度分の課税時期が以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

第1期分	平成23年12月12日発付（平成24年1月4日納期限）
第2期分	平成24年2月10日発付（平成24年2月29日納期限）

各地方振興局県税部から送付される納税通知書により、納期限までに納付してください。

※ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の12市町村に事務所等を有する納税義務者の方については、引き続き課税を延期しています。具体的な課税時期については、現時点では2月を予定しておりますが、確定し次第改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

連絡先	所在地	電話番号
県北地方振興局県税部	福島市中町1-19 中町ビル6F	024-523-4698
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1-1-1	024-935-1251
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6032

9 原子力災害被災地域における平成23年度自動車税について

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村に住所地がある納税義務者については、課税時期を延期しておりましたが、原子力災害被災自動車に対する救済措置を整備したことなどから、次の日程で課税を実施いたします。

○ 納税通知書の発付日 平成23年12月12日

○ 納期限 平成24年1月31日

※納税通知書が届いていない方は、最寄りの地方振興局県税部まで御連絡をお願いします。

なお、原子力災害により、警戒区域内から持ち出せない自動車で、一定の要件に該当するものは、申請により自動車税の非課税措置や減免を受けることができます。

救済措置などの詳細については、最寄りの地方振興局県税部（県外へ避難されている方は、以下の区分による）へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始〔12月29日～1月3日〕を除く）

*各地方振興局の所在地については、上記8を参照願います。

連絡先	電話番号	県外へ避難されている方
県北地方振興局県税部	024-523-0051・0021	北海道・東北地方
県中地方振興局県税部	024-935-1261・1264	東京都・千葉県・神奈川県
県南地方振興局県税部	0248-23-1519	茨城県・栃木県・群馬県
会津地方振興局県税部	0242-29-5261・5264	新潟県・東海、近畿地方
南会津地方振興局県税部	0241-62-5214・5213	富山県・石川県・福井県
相双地方振興局県税部	0244-26-1127	埼玉県、四国、九州地方、沖縄県
いわき地方振興局県税部	0246-24-6025・6035	山梨県・長野県・中国地方

●ホームページ [福島県 県税](#) [検索](#) ↗

10 県民健康管理調査について

今回の原子力災害を受け、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

「基本調査」は、将来にわたる皆様の健康管理の基礎的な資料となるものです。皆様の3月11日～25日を中心とした7月11日までの行動記録を基に、放射線による外部被ばく線量の推計評価等を行い、その結果をお一人お一人にお知らせします。問診票が届いた方で、返送がお済みでない方は、御記入の上返送くださいますようお願いいたします。

なお、問診票が届いていない方は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

●問診票の送付・記載方法に関するお問い合わせ

福島県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130（毎日：午前9時～午後5時）

●ホームページ [福島県 県民健康管理調査](#) [検索](#) ↗

11 労災保険制度に関する重要なお知らせ

労働者の方が「工作中」または「通勤中」に、地震や津波によりケガをしたり死亡された場合には、ご本人やご家族の方は、「労災保険」による給付を受けられます。

労災保険の給付とは、治療や投薬、遺族年金・一時金などです。

行方不明の場合は特例が設けられており、東日本大震災により生死が分からない場合には、平成23年3月11日に死亡したものと推定し、労災請求が可能です。

また、災害弔慰金を受給されている場合であっても、同時に労災保険給付を受給することができます。詳しくは、労働局またはお近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●福島労働局 ☎024-536-4605

●PC [福島労働局](#) [検索](#) ↗

原子力損害賠償について

1 原子力損害賠償に係る請求について

原子力損害賠償に係る第2回の請求受付が始まりました。請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口の開設を行っています。請求手続きの相談等については、下記コールセンターにお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404（午前9時～午後9時：毎日）

2 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会が各種相談窓口を開設しています。

①県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎024-523-1501

- ・相談時間 午前8時30分～午後9時（平日・土日祝日も受付、年末年始は午後5時まで）
- ・弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日（祝日含む、12月30日・1月4日を除く）
午後1時～午後5時 ※同じ電話番号で受付

②弁護士会

◇弁護士に電話で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談（平日 午後2時～午後4時、年末年始を除く）

☎024-534-1211（福島市） 024-925-6511（郡山市）
0242-27-2522（会津若松市） 0246-25-0455（いわき市）

◆東日本大震災電話相談（日本弁護士連合会他主催）

☎0120-366-556（平日 午前10時～午後3時、12月28日～1月4日を除く）

◇弁護士に面談形式で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料面談相談

- ・相談時間：30分（面談形式・相談料無料・事前予約制）
- ・場所：県内7か所（福島市, 二本松市, 郡山市, 白河市, 会津若松市, 相馬市, いわき市（平））

☎0120-700-791（平日 午前10時～午後4時、年末年始を除く）

◇弁護士に本格的に相談したい方

◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

- ・内容：担当弁護士の紹介
- ※対応の流れ：センターへ電話→弁護士の紹介→弁護士へ連絡→弁護士事務所で相談
- ・原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）・東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）
- ・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理（有料）等

※詳細は、支援センターまでお問い合わせください。

☎024-533-7770（平日 午前10時～午後3時、年末年始を除く）

③行政書士会

◆日本行政書士会連合会 被災者相談センター

- ・窓口相談：〒963-8002 郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階
- ☎0800-800-3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付
- ・相談時間：午前10時～午後5時（受付午後4時まで。土日祝開設。月曜及び年末年始休業）
- ・相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続き 等

④国

◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

- ・[東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI新橋ビル3階
- [福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
- ☎0120-377-155（平日 午前10時～午後5時、年末年始を除く）
- ・福島事務所では、窓口にて申立書作成に関する説明を行っています。

⑤原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施等のために設立された法人です。

◆電話相談

- ・行政書士等による無料相談

☎0120-01-3814（午前10時～午後5時、土日祝日含む、年末年始を除く）

◆対面相談

- ・弁護士等による無料相談（事前予約制、1回1時間以内）

▽機構本部	場所：東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階 日時：毎週月・水曜日 午前10時～午後6時（午後5時相談開始が最終）☎予約受付は上記電話相談と同一
▽福島事務所	場所：郡山市駅前1丁目15番6号 明治安田生命郡山ビル1F ※詳細は下記予約受付電話においてご確認ください。 ☎：0120-330-540 （午前9時～午後5時。土日祝日含む。年末年始を除く。）

◆山形県内で開催する全体説明会・個別相談会

- ・弁護士等による無料の説明会と個別相談（1組1時間程度、事前予約制）

①米沢市万世コミュニティセンター	12月23日、24日
②米沢市置賜総合文化センター	12月23日～25日
③山形市総合スポーツセンター	1月13日～15日、1月27日～29日

※詳細は下記予約受付電話においてご確認ください。

☎：0120-330-540（午前9時～午後5時。土日祝日含む。年末年始を除く。）

【お問い合わせ先】

●福島県原子力賠償支援課 ☎024-523-1501

●ホームページ [福島県 原子力賠償支援課](#) [検索](#) ↗

生活支援について

1 絆づくり支援センターについて

避難所・仮設住宅等において、お互いが支え合う地域コミュニティづくりを進めるため、「絆づくり支援センター」を県内6地域に設置しています。支援に関する相談がありましたら、ご利用ください。

◆業務内容例

- ・コミュニティ組織を育成するための企画に関する総合コーディネート
- ・仮設住宅等の支援に関する市町村等への助言
- ・NPO法人・ボランティア団体と連携・協力した各種行事の開催 など

【各地域の絆づくり支援センター】

地域	住所	連絡先	運営・協力団体
県北	福島市渡利字鳥谷下町 67-1	024-573-8425	NPO 法人シャローム
県中	郡山市小原田二丁目 19-19	024-944-0083	NPO 法人うつくしま NPO ネットワーク
県南	白河市本町 2	0248-23-8909	NPO 法人しらかわ市民活動支援会
会津 ・南会津	会津若松市八角町 13-45	0242-24-8862	(株) 明天
相双	南相馬市原町区上渋佐字原田 94-4	0244-24-0222	NPO 法人さぽーとセンターぴあ
いわき	いわき市平字作町 2-1-9 エビル 2F	0246-35-1425	NPO 法人いわき NPO センター

【お問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

2 生活復興支援資金貸付のご案内

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要な経費等の貸付を行います。

対象世帯 (①及び②の 両方に該当する 世帯)	①東日本大震災により被災した世帯（下記のいずれか）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。 ※ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。 ・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認出来る世帯 		
貸付対象者の 要件	②低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含む）		
	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯の生計中心者であること (生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方) ②今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。 ③生活再建後は、就労収入等により償還（返済）が見込めること。 		
貸付の内容 (概要)	①資金の種類・用途・貸付限度額		
	種類	用途	貸付限度額
	一時生活支援費	生活の復興の際に必要な 当面の生活費	(単身世帯) 月15万円以内、 (複数世帯) 月20万円以内 各6ヶ月以内
	生活再建費	転宅に際しての運送費、 敷金、礼金、不動産仲介 手数料、家具什器費等	80万円以内
	住宅補修費	住宅の補修費用	250万円以内
②連帯保証人：原則1名必要			
③貸付金利子：無利子(連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子)			
④据置期間：貸付日から2年以内			
⑤償還期間：20年以内(貸付金額に応じて異なります)			

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込をした後、福島県社会福祉協議会において審査を行います。 ※審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。 ・貸付条件等詳細は、住民票のある（避難されている場合は、避難先）市町村社会福祉協議会へご相談ください。
-----	---

【お問い合わせ先】

●社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（地域福祉課）

☎024-523-1250（午前9時～午後5時、土、日祝日を除く）

雇用・経営について

1 就職支援イベントについて（更新）

県や市町村では、求職者や学生などの就職を支援するため、合同企業説明会や就職支援セミナーを下記のとおり開催します。

イベント名	日時	会場	備考
就職支援セミナー	1月20日（金） 13:30～15:30	会津若松商工会議所会館 小会議室	○参加対象 ・県内就職希望者 ○問合せ先 ふくしま就職応援センター 会津若松窓口 電話 0242-27-8258

2 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について（新）

東日本大震災により被害を受けた中小企業等が、グループとして一体となって復旧・復興事業を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備をするのに必要となる経費の一部を補助します。

対象者	（復興事業計画の申請者） 県内に事業所を有する複数の中小企業等のグループ ※ 中小企業等：中小企業、事業協同組合等の組合、大企業					
要件	（a～c すべてに該当すること） （a）グループ機能の重要性（次のア～エのいずれかに該当すること） （ア）サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること （イ）事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと （ウ）一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること （エ）地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと等 （b）グループ機能に重大な支障 震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じ、グループ機能に重大な支障が生じていること等 （c）グループで復興事業計画を策定 グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること					
支援内容	（復興事業計画が県の認定を受けた場合の補助事業の内容） 〈補助対象経費〉 震災で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設及び設備を復旧するのに要する経費。 施設の例 ：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場など 設備は 、復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの 〈補助率〉 <table border="1"> <tr> <td>中小企業者（※）</td> <td>補助対象経費の 3 / 4 以内</td> </tr> <tr> <td>中小企業者以外</td> <td>補助対象経費の 1 / 2 以内</td> </tr> </table> ※中小企業者：中小企業支援法第2条第1項に規定される者 （被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金」を併用できます。）		中小企業者（※）	補助対象経費の 3 / 4 以内	中小企業者以外	補助対象経費の 1 / 2 以内
中小企業者（※）	補助対象経費の 3 / 4 以内					
中小企業者以外	補助対象経費の 1 / 2 以内					
受付期間	（復興事業計画の募集期間） 1月10日～1月31日 ※ 申込先着順ではなく、期限まで受け付けます。					

※ 要領及び申請書等については、下記ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

- 製造業等 : 福島県 産業創出課 ☎024-521-7283
 - 商店街 : 福島県 商業まちづくり課 ☎024-521-7299
 - 観光業 : 福島県 観光交流課 ☎024-521-7286
 - サービス業他 : 福島県 商工総務課 ☎024-521-7270
- ・ホームページ [福島県中小企業等復旧・復興支援](#) [検索](#) ↗
- ・メール : business@pref.fukushima.jp

3 震災対応特別訓練コースの実施について（新）

東日本大震災に伴い、離職を余儀なくされた方等の就職の促進を図るとともに、災害の復旧・復興に必要な人材育成を図るため、建設機械の運転に必要な知識・技能の習得に係る職業訓練を実施します。

対象者	(次のいずれにも該当する方) ただし、東日本大震災により離職を余儀なくされた方又は新規学卒者で内定取消しとなった方を優先します。	
	(1) 公共職業安定所に求職申込みを行っている方 (2) 職業訓練の受講に関し、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けられる方	
内容	訓練時期	平成24年1月～3月
	訓練期間	5日～1カ月程度
	訓練地域	浜通り・中通り
	訓練コース	(1) 大型特殊自動車免許 (2) 技能講習 (3) (1)・(2)の組合せで実施
	※技能講習（地域、コースによって内容が異なります。）	
	車両系建設機械（パワーショベル、バックホウ、整地、運搬、掘削、解体） 小型移動式クレーン、玉掛け フォークリフト・高所作業車・ショベルローダー	
費用	受講料は無料 (テキスト代、災害保険料、大型特殊免許の申請手数料等は受講者の負担となります。)	
申込み先	各公共職業安定所窓口	
募集コース	日程、内容については、下記ホームページをご覧ください。	

【お問合せ先】

- 各公共職業安定所
- 福島県 産業人材育成課 ☎024-521-7829
- ホームページ [福島県の産業人材育成](#) [検索](#) ↗

4 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

東日本大震災により、甚大な被害を受けた中小企業者等の二重債務問題の相談に応じるとともに、事業再開に向けた取組みを支援するため、「福島県産業復興相談センター」が設置されました。同センターでは、相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター及び全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されております。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 福島県産業復興相談センター
 - 場所 福島市置賜町1番29号 佐平ビル9階
 - 電話 024-573-2561
 - 相談時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）
- （公財）福島県産業復興センター 総務企画グループ ☎024-525-4070
- 福島県 経営金融課 ☎024-521-7288
- ホームページ [福島県産業復興相談センター](#) [検索](#) ↗

5 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業等を対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域等での事業継続・再開向け融資を実施しております。

融資対象者	(次のいずれかに該当する中小企業等の皆様) ①旧緊急時避難準備区域又は旧屋内待避区域に事業所を有し、当該区域において事業を継続・再開する者 ②警戒区域又は計画的避難区域において、許可を得て事業を継続・再開する者 ③特定避難勧奨地点に事業所があり、事業を継続・再開する者
資金使途	事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
融資限度額	(月商の3ヶ月程度を目安とします) ①小規模事業者 500万円以内 ②①以外の事業者 1,000万円以内 ※小規模事業者：常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主。
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	無利子
申込み先	県内の商工会議所又は商工会 (公財) 福島県産業振興センター

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

※審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

●(公財) 福島県産業振興センター ☎024-534-0948

6 農業支援について

①農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）

【農家経済維持支援資金】

貸付対象者	原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等 ・警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等 ・作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等
資金使途	農家経済の維持に必要な資金
融資限度額	200万円
融資利率	無利子
融資期間	5年以内（うち据置3年以内）
取扱金融機関	県内各農協、(株)福島銀行、(株)大東銀行、(株)東邦銀行

※審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

●福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

②耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取組みを支援しています。

事業内容
(1) 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入等に係る経費について、10アール当たり32万5千円以内で補助します。
(2) 施設等の整備への支援 耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設等の整備に係る経費の2分の1以内で補助します。

【お問い合わせ先】

●福島県農村振興課 ☎024-521-7416

●各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

●各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

住宅について

1 応急仮設住宅の供給に関するお問い合わせについて

1 2月20日現在、県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

- | | | |
|--------------------|---------------------|--------------------|
| ◆鏡石町 ☎0248-62-2116 | ◆西郷村 ☎0248-25-1117 | ◆矢吹町 ☎0248-44-2300 |
| ◆相馬市 ☎0244-37-2178 | ◆南相馬市 ☎0244-24-5253 | ◆富岡町 ☎0120-336-466 |
| ◆双葉町 ☎0480-73-6880 | ◆浪江町 ☎0243-62-0123 | ◆葛尾村 ☎0247-61-2850 |

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

●ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) [検索](#) ↗

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル
(県内避難者) 024-521-7698 【受付時間：(平日) 午前9時～午後5時】

2 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯及び県外から県内へ住替えする世帯のみの入居受付をしています。

なお、原子力災害による避難指定地域以外の下記市町村においては、り災証明書発行の遅れ等により入居手続きができない避難住民への対応として、平成24年3月30日までの期間内で入居受付期限を延長しています。詳細は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈受付期限：12月28日まで〉			
○伊達市	☎024-575-1111	○須賀川市	☎0248-72-7185

〈受付期限：平成24年3月30日まで〉			
○桑折町	☎024-582-2111	○国見町	☎024-585-2111
○川俣町	☎024-565-2298	○泉崎村	☎0248-53-2111
○中島村	☎0248-52-2111	○相馬市	☎0244-37-2178
○南相馬市	☎0244-24-5253	○新地町	☎0244-62-2113
○いわき市	☎0246-25-0542・0545		

3 県外の借上げ住宅について

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、12月20日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。(直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。)

◆北海道	☎011-231-4111(内線25-124)	◆岐阜県	☎058-272-8693
◆青森県	☎017-734-9580・9581	◆愛知県	☎052-954-6579
◆岩手県	☎0120-882-606	◆兵庫県	☎078-232-9564
◆宮城県	☎022-211-3257	◆鳥取県	☎0857-26-7411
◆秋田県	☎018-860-4503	◆島根県	☎0852-22-5084
◆山形県	☎023-630-2640・2646	◆山口県	☎083-933-3880
◆茨城県	☎029-301-5977	◆香川県	☎087-832-3582
◆群馬県	☎027-226-2950・2952	◆福岡県	☎092-643-3729
◆千葉県	☎043-223-2675	◆佐賀県	☎0952-25-7385
◆新潟県	☎025-280-5444、025-282-1775	◆長崎県	☎095-895-2410
◆富山県	☎076-444-3355	◆熊本県	☎096-383-1111(内線7014)
◆石川県	☎076-225-1482	◆宮崎県	☎0985-26-7196
◆福井県	☎0776-20-0505・0506	◆鹿児島県	☎099-286-2824
◆長野県	☎026-235-7407	◆沖縄県	☎090-3794-0530・8217

※「福島県県外避難者支援ブログ」で携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報
 をご覧いただけます。



【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム

☎024-523-4157（平日 午前8時30分～午後5時15分）

※民間賃貸住宅に係る家賃等の返還（遡及措置）については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあつては原子力損害賠償制度による賠償対象となっておりますので、東京電力（株）へ請求願います。

【お問い合わせ先】東京電力(株)福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404

医療・介護・健康について

○ **医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について**

平成23年7月1日から、住家の全半壊、死亡・行方不明、原発事故による避難指示等の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要です。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村（保険者）に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

- ・一部負担金の免除期間は、平成24年2月29日までです。
- ・入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間は、8月31日までとなっていました。当面、9月以降も延長されることになりました。免除期間は「厚生労働大臣が定める日」までとなり、今後決定されます。
- ・既に交付されている一部負担金等免除証明書及び食費・居住費減免認定証に入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設の食費・居住費の免除期間が8月31日までと記載されている場合であっても、当面、9月以降も有効なものとして取り扱われるため、再度交付を受け直す必要はありません。

※以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。（医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ）

免除期間終了まで不要	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
------------	-------------------------------------

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4月22日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の利用者負担の免除は、6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

※緊急時避難準備区域の解除（平成23年9月30日）の対象となった場合でも、免除期間は「厚生労働大臣が定める日」まで当面継続しますので、直ちに免除措置が終了することはありません。（対象市町村 田村市、南相馬市、楡葉町、川内村の一部及び広野町の全部）

【お問い合わせ先】

- 医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。
- 介護保険：各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします（平成23年12月12日 9:00 現在）。

【警戒区域】 （単位：μSv/時）

楡葉町			富岡町				
旧楡葉消防分署	繁岡地区集会所	中平集会所そば	上郡山字滝ノ沢	JAふたば南部営農センター	旧富岡町役場	養護老人ホーム東風荘	リフレ富岡
0.35	1.16	1.41	1.75	2.13	3.54	5.07	4.39

大熊町	浪江町		双葉町				
原子力センター	中央公園	幾世橋小学校	福島県浪江ひまわり荘	石熊公民館	山田多目的集会所	双葉町体育館	郡山公民館
6.34	1.16	0.52	3.74	13.63	26.78	5.53	1.66

【計画的避難区域】 （単位：μSv/時）

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
5.53	6.45	1.26	2.01	7.82

広野町		川内村	南相馬市		
広野町役場	ニツ沼総合公園	川内村役場	横川ダム	石神生涯学習センター	福島県南相馬合同庁舎
0.39	0.61	0.17	1.59	0.65	0.41

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポストは全 23 局ありますが、津波で 4 局が流出し測定不能。また停電等で双葉町 1 局、大熊町 3 局、楢葉町 1 局の計 5 局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。

【お問い合わせ先】

●警戒区域等における環境放射能測定結果に関する問い合わせ先

☎024-521-1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】 [福島 環境放射能](#) [検索](#) ↗

【携帯】 福島県各地方環境放射能測定値で検索してください



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	政府原子力災害現地対策本部 (8時~22時:土日・祝日含む)
放射線に関する健康相談	0120-755-199	(独)日本原子力研究開発機構 (9時~18時:土日・祝日含む)
放射線被ばく医療に関する相談	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所 (9時~17時:平日)
自家消費農作物(家庭菜園等)の放射能検査 受付専用電話	024-521-8397	消費生活センター (9時~17時:平日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211	日弁連(10時~15時:平日) 県弁護士会(14時~16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	0120-926-404	東京電力福島原子力補償相談室 (9時~21時:土日祝を含む)
	024-523-1501	県問い合わせ窓口(8時30分~21時: 土日祝を含む、年末年始は17時まで) ※毎週水・金(祝日含む)の13時~17時 は弁護士による法律相談(12/30・1/4 を除く)
	024-534-1211	県弁護士会(14時~16時:平日、年末 年始を除く)
	0800-800-3200	行政書士会 被災者相談センター (10時~17時:土日祝を含む。月曜及び年末年始 は休業。)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分~17時15分(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談 相談支援専門員による一般相談	024-521-7170 024-983-7646	障がい福祉課 NPO 法人あいえるの会 (8時30分~17時30分:年末年始を除く毎日)
障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050-1159-7187 080-2384-2720	全国児童発達支援協議会 「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (平日:9時30分~18時 土:9時30分~13時30分) 一般社団法人日本発達障害ネットワー ク 障がい児放課後支援 「ゆうゆうクラブ」内(相双を拠点) (9時30分~18時:平日)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
(双葉郡)	0246-43-1545	広野町地域包括支援センター
	0242-55-0177	楢葉町地域包括支援センター (会津美里町)

(代表) (代表)	0246-46-2090	檜葉町地域包括支援センター (いわき市)
	024-946-8813	富岡町地域包括支援センター
	0120-38-2119	川内村地域包括支援センター
	0242-26-3844	大熊町地域包括支援センター
	0480-70-0057	双葉町地域包括支援センター
	0243-62-0172	浪江町地域包括支援センター
	0247-62-8687	葛尾村地域包括支援センター
(飯舘村)	024-562-4214	飯舘村地域包括支援センター
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談(9時~17時:平日) 専門相談(予約制)
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時~16時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101	中央児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9機関9時~17時:平日) 福島いのちの電話 (10時~22時:土日含む) 震災こころの休・センター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター (9~21時) パープル・ホットライン(24時間) 県男女共生センター(月曜日休館) 火・木~日:9~12時、13~16時 水:13~17時、18~20時
青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター (11時~18時:祝日、年末年始を除く毎日)
◆生活に関する相談 【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759	教育総務課
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター (9時~18時30分:平日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財)福島県国際交流協会 (受付時間9時~16時:火~土)
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (9時~17時:平日)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(8時~17時:平日)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線3024)	県警察本部 生活安全企画課

警察安全相談窓口	024-525-3311	県警察本部 県民サービス課 (9時～17時：平日)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	(公財) 県産業振興センター
中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	福島県産業復興相談センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する相談	024-525-4019	(公財) 県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (9時～16時：平日)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (10時～19時：月～土) [Fターンセンター東京] (10時～18時：月～土)
(生活・就労相談)	024-995-5057 024-525-2510	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時) [福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131	ふくしま就職応援センター [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口] (月～土：10時～19時)
	024-554-4156 024-925-0811	ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション [ステーション福島] [ステーション郡山] (月～土：10時～19時)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課		
【受付時間：8時30分～21時(毎日)】		
◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間：8時30分～17時15分】		
国管理道路 (国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(毎日)

●「福島県からののお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】

●最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。

※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局等でも受け取ることができます。



市町村問い合わせ先一覧

(12月20日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相 双	南相馬市	0244-24-5232	南 会 津	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	檜葉町 ※	0242-56-2155		中島村	0248-52-2111
		いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		矢吹町	0248-42-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		棚倉町	0247-33-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		矢祭町	0247-46-3131
	大熊町 ※	0242-26-3844		塙町	0247-43-2111
		いわき連絡事務所(好間工業団地応急仮設住宅内) 0246-36-5671	鮫川村	0247-49-3111	
	双葉町 ※	0480-73-6880	南 会 津	会津若松市	0242-39-1111
		福島支所(郡山市朝日) 024-973-8090		喜多方市	0241-24-5221
	浪江町 ※	0243-62-0123		北塩原村	0241-23-3111
		福島出張所 024-535-0750		西会津町	0241-45-2211
		本宮出張所 0243-44-1185		磐梯町	0242-74-1211
	桑折出張所 024-582-2130	猪苗代町		0242-62-2111	
	南相馬出張所 0244-23-1112	会津坂下町		0242-84-1503	
	いわき出張所 0246-24-0020	湯川村		0241-27-8800	
葛尾村 ※	0247-61-2850(貝山) 0247-61-2860(三春の里)	柳津町		0241-42-2112	
新地町	0244-62-2111	三島町		0241-48-5511	
飯舘村 ※	024-562-4200	金山町	0241-54-5111		
いわき	いわき市	0246-25-0500	昭和村	0241-57-2111	
北	福島市	024-535-1111	会津美里町	0242-55-1122	
	二本松市	0243-23-1111	下郷町	0241-69-1122	
	伊達市	024-575-1111	檜枝岐村	0241-75-2311	
	本宮市	0243-33-1111	只見町	0241-82-5050	
	桑折町	024-582-2111	南会津町	0241-62-6100	
	国見町	024-585-2111			
	川俣町	024-566-2111			
中	大玉村	0243-48-3131			
	郡山市	024-924-7111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	須賀川市	0248-75-1111	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	田村市	0247-81-2111	檜葉町	旧耐南建設(株)事務所 (会津美里町本郷道上1)	
	鏡石町	0248-62-2111	富岡町	富岡町郡山事務所 (郡山市大槻町字西ノ宮 48-5)	
	天栄村	0248-82-2111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目 52 番地)	
	石川町	0247-26-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町 2 番 41 号)	
	玉川村	0247-57-3101	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西 598-1)	
	平田村	0247-55-3111	浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目 196-1)	
	浅川町	0247-36-4121	葛尾村	貝山多目的運動公園管理棟 (田村郡三春町大字貝山字井堀田 287-1)	
	古殿町	0247-53-3111	飯舘村	福島市役所飯野支所内 (福島市飯野町字後川 10 番地の 2)	
三春町	0247-62-2111				
小野町	0247-72-2111				